

## 審議案件に関する概要

令和4年9月6日第2部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和4年2月3日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北八条東四丁目1番20号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) サツドラ函館高盛町店 函館市高盛町17	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北八条東四丁目1番20号	
(3)新設日	令和4年10月4日	
(4)店舗面積の合計	1,503㎡	
(5)施設 の 配 置	駐車場の収容台数	51台
	駐輪場の収容台数	16台
	荷さばき施設面積	80㎡
	廃棄物保管施設容量	27㎡
(6)施設 の 運 営 方 法	開店・閉店時間	開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午後 9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分まで
	駐車場の出入口数	3箇所（出入口3箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

## 3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数51台 ≤駐車場台数51台
	従業員駐車場等の整備	店舗駐車場内に確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	16台（駐輪場16台、自動二輪0台）

来客車両等の入出庫方法	平面自走式
搬入車両等の誘導	出入口①を共用
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・各出入口に「一旦停止」「通学路 学童注意」等の注意喚起看板を設置して、学童及び歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。</li> </ul>
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 程度で出動し店舗開店前までに終了する。</li> <li>・降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。</li> <li>・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。</li> </ul>
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシで周知させ、交通渋滞の緩和に配慮する。</li> </ul>

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル 予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価					
			1	55dB	46dB	○					
			2	55dB	52dB	○					
			3	55dB	46dB	○					
			4	55dB	43dB	○					
	夜間の等価騒音レベル 予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価					
			1	45dB	40dB	○					
			2	45dB	41dB	○					
			3	45dB	39dB	○					
			4	45dB	35dB	○					
夜間の音源 毎騒音レベル 最大値予測 結果		予測 地点	音源の 種類	敷地境界		直近住居壁際等					
				適用される 規制基準値	予測 結果	予測 地点	適用される 規制基準値	予測結果	評価		
				a 1	冷凍機	40dB	39dB	—	—	—	◎
				a 2	排気①	40dB	55dB	a 1'	40dB	39dB	○
					A 1'	40dB	39dB	○			
<p>評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足 ○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。 ×：住居壁際で規制基準を超過。</p>											
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）</li> </ul>									

		で) は行わない。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題について適正な対応策を講ずる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7.003 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 27m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋外密閉型で、廃棄物の飛散防止に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・法や条例に基づき適切に処理を行う。</li> <li>・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> <li>・ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設では調理等は行わないので、調理集は発生しない。</li> <li>・食品の廃棄においても、パッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講ずる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。</li> <li>・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> </ul>

(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力をを行う。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。</li> <li>・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。</li> <li>・ 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。</li> </ul>
(7) その他の地域貢献活動の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の(4)(5)(6)に記載しているとおりの、積極的に地域貢献活動を取り組むよう努める。</li> </ul>
(8) 関係行政機関との協議状況		
北海道函館方面函館中央警察署交通第一課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.18 届出書案一式を提出し、概要を説明。指摘事項と対応方針等は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出入口①②について、中央分離帯があり逆走防止のため、左折誘導看板の設置をして、注意喚起をすること。 ⇒承知した。</li> <li>② 出入口③は、一方通行であることがわかる内容(右折誘導)の看板を設置すること。ただし、将来的に相互通行にする可能性があるため、可動式の簡易的な看板で問題ない。 ⇒承知した。</li> </ul> </li> </ul>
北海道警察本部 交通規制課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.25 届出書案一式を提出し、概要を説明。指摘事項は特になし。</li> </ul>
函館市	経済部商業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.18 届出書案一式を提出し、概要を説明。指摘事項は特になし。</li> </ul>
	都市建設部都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.18 届出書案一式を提出し、概要を説明。指摘事項と対応方針は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 正式な届出の前に、駐車場の設置計画書を提出すること。 ⇒ 承知した。</li> </ul> </li> </ul>
	環境部環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.19 届出書案一式を提出し、概要を説明。指摘事項と対応方針等は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 光害に関するガイドラインを遵守し計画すること。また、搬入車両、廃棄物収集、冬期の除排雪作業等について時間帯に配慮して実施すること。 ⇒承知した。</li> </ul> </li> </ul>

道路管理者	函館市土木部 道路管理課	・R3.12.10 出入口3カ所について、設計者にて協議。道路の切り下げ位置、切り下げ数及び切り下げ幅については概ね了承された。

#### 4. 市町、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和4年3月24日 意見なし
(2) 住民等の意見	北海道告示 令和4年2月10日~令和4年6月10日 意見なし

#### 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課意見】</b>          北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（500㎡）以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要がある。</p>
---

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。